

## 公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和4年1月27日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

世田谷区ヤングケアラー実態調査支援業務委託

#### (2) 目的

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことを指す。ヤングケアラーは、勉強や遊びに対する時間がとれず、本来守られるべき子どもの権利が侵害されている可能性がある。

国は、子どもが適切な養育を受け、健やかな成長と教育の機会を得られるために、また子どもが介護・世話をしている家族等を必要な支援につなげるために、令和2年度に中学2年生及び高校2年生を対象とした、ヤングケアラーに関する全国調査を行った。各自治体においても、支援策を検討するため実態調査を行うよう求めている。

このような状況を受け、世田谷区においてもヤングケアラーの実態を把握し、きめ細やかな支援につなげていくため、調査を行う。

なお、当調査を通じて、子どもたちに子どもの権利やヤングケアラーに関する啓発を行い、気づきを促すことも目的とする。

#### (3) 業務内容

区内のヤングケアラーの実態を把握するため、区立の小学校4～6年生及び中学校の全生徒、並びに区内に住民登録のある高校生年代の区民を対象に区が行う調査を支援する業務を行う。

なお、調査・回答については、インターネット上で行う。

主な業務内容

区が用意した調査項目・選択肢及び構成への助言

インターネット上で回答できる入力フォームの作成

調査依頼文等の作成及び送付

(子ども・保護者への依頼文等に、ヤングケアラーに関する普及啓発の内容を盛り込むこと)

調査に関する問い合わせへの対応

調査結果についての単純集計、基本属性等によるクロス集計、分析

集計データの提供

報告書の作成

成果物(電子データ媒体含む)の納品

#### (4) 履行期間

契約締結日(令和4年4月中旬)～令和4年8月5日

### 2 提案限度額

8,113,600円(消費税及び地方消費税含む)

回答フォーム作成費、調査依頼文作成・印刷費、発送用封筒作成費、発送用郵便料金、封入封緘に係る経費等はすべて受託者が用意し、その必要経費は契約金額に含まれるものとする。

### 3 参加資格

提案書提出時において、次に掲げる条件を全て満たす法人であること。

#### (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167

条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 法人税、法人事業税、法人都道府県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 「会社更生法」(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づく更正手続き開始申立て又は「民事再生法」(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づく民事再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (6) 平成29年度以降に、東京都及び東京23区または概ね20万人以上の人口を有する他自治体において、ヤングケアラーに関する実態調査、または子ども・子育て関連の実態調査業務の受託実績があること。
- (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」または「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」の認証を取得していること(参加表明書提出時に、認証取得を確認できるものの写しを提出すること)。

#### 4 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

#### 5 提案書を特定するための評価基準

- (1) 国の示すヤングケアラー支援施策等の理解度、各自治体が発しているヤングケアラー支援施策についての情報収集能力および課題認識等のレベル
- (2) 実態把握業務の有効性
- (3) 実施体制(配置人材、業務責任者等の経験や資格、情報セキュリティ体制、区との連絡体制等)
- (4) 本件に類似する事業の実績
- (5) 見積もり金額の妥当性
- (6) プレゼンテーションでの説明内容の明確性、的確性、実現可能性

#### 6 手続き等

##### (1) 担当部課

世田谷区高齢福祉部高齢福祉課管理係 大野、丸井  
〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目21番27号  
(世田谷区役所分庁舎3階)

電話: 03-5432-2397 ファクシミリ: 03-5432-3085

E-mail: SEA02082@mb.city.setagaya.tokyo.jp

##### (2) 説明書の交付期間、場所

期間: 令和4年1月27日(木)から2月9日(水)まで

場所及び方法: 世田谷区ホームページで閲覧の上、ダウンロードによる

[世田谷区トップページ](#) [目次から探す](#) [子ども・教育・若者支援](#)  
[子どもに関する条例・計画・方針等](#)

URL: <https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/010/d00195700.html>

##### (3) 参加表明書等の提出期限、提出場所及び方法

期限: 令和4年2月9日(水)午後5時まで(必着)

場所: 上記「(1)担当部課」に同じ

方法: 持参または郵送(書留郵便に限る)による

##### (4) 招請通知(参加資格結果通知)の発送

発送日(予定): 令和4年2月10日(木)

- (5) 質問書の提出期限及び方法  
期限：令和4年2月18日（金）正午まで（必着）  
方法：上記「（1）担当部課」に記載のメールアドレスへ提出
- (6) 提案書の提出期限並びに提出場所  
期限：令和4年3月9日（水）正午まで必着  
なお、提出にあたっては事前に、上記「（1）担当部課」へ電話にて連絡すること。  
場所：上記「（1）担当部課」に同じ  
方法：持参に限る
- (7) プレゼンテーションの実施について  
提案書の審査により上位3社を対象にして、第二次審査としてプレゼンテーションを実施する。実施日については、招請通知発送の際に合わせて事前に通知し、実施場所等詳細については上記対象者に対し、第一次審査結果通知とともに通知する。

## 7 その他

- (1) 応募にあたっての留意事項  
応募者は、提案書に関して、本区から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。また、応募者は、適正な競争環境を阻害する行為を行ってはならない。応募に要する費用及び応募の際に必要な費用は、すべて応募事業者の負担とする。
- (2) 配布書類等の扱い  
応募事業者の募集に関する書類は、本件への応募にかかる検討以外の目的で使用してはならない。また、応募にあたり、知り得た区の情報については、守秘義務を遵守すること。
- (3) 提案書が特定された事業者を本件業務委託契約の随意契約の相手方となるべき候補者として、契約に向けての業務内容、契約条件等の協議を行う。
- (4) 本プロポーザルは事業者の選定を目的としており、区は提案書の内容に拘束されない。
- (5) 本件は、令和4年度予算の配当を条件として契約する。
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 本選定過程で提出された提案書等は、返却しない。
- (8) 本件の成果物の著作権は、区に帰属する。
- (9) 区は、提案書等を選定の目的以外で参加者に無断で使用しないものとする。
- (10) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とする。
- (11) 区は、選定及び特定を行う作業に必要な場合に、提案書の複製を作成することができる。
- (12) 本件に関して、区から受領した資料等は、区の許可なく、公表、転載及び引用することはできない。
- (13) 提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。
- (14) 提案書の提出後に「3 参加資格」に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (15) 正式な委託仕様書は、契約締結時において受託事業者と協議のうえ決定する。
- (16) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (17) 契約保証金 免除
- (18) 契約書作成の要否 要
- (19) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

- ( 2 0 ) 関連情報を入手するための照会窓口 前記「 6 ( 1 ) 担当部課」に同じ。
- ( 2 1 ) 詳細は説明書による。

以上